

## 令和5年度 逗子市放課後児童クラブ利用案内

放課後児童クラブは、児童福祉法に基づき、保護者が就労等により昼間家庭にいない、または病気や障がい等により家庭で保育できない児童に対し、放課後及び土曜日並びに夏休み等の学校休業日に家庭に代わる生活の場として、適切な遊びの提供や生活指導等により児童の健全な育成を図るための施設です。遊びや活動などを通じて自主性、社会性等を培い、子どもたち一人ひとりが放課後自立した生活を送る力を身に付けることを目指し、家庭と協力して支援を行っています。

### 1. 入所の申請について

#### (1) 新年度（4月1日）の入所

4月の申請は、前年度の10月から11月にかけて受け付けます。**令和5年度の申請期間は、2022年（令和4年）10月7日（金）～11月4日（金）です。**この期間内に、申請書類を入所希望のクラブへご提出ください。

結果の送付（郵送）	2023年（令和5年）3月上旬頃
※申請期間を過ぎて提出された方は、入所登録可能児童数に余裕がある場合のみ選考を行います。	

#### (2) 年度途中（5月～3月）の入所

入所は、各月の1日のみです。

毎月の入所について、入所を希望する月の前月10日（10日が閉庁日の場合は、その前の開庁日）までに、申請書類を市役所保育課へご提出ください。

結果の送付（郵送）	入所を希望する月の前月20日頃
-----------	-----------------

#### (3) 市外からの転入予定での申請

転入予定での申請は、転入予定場所（住所）と予定日（物件の引渡し日等）が決まっている場合に限り、上記の期間内に申込みできます。ただし、入所月の前月末日までに逗子市に転入することが必要です。利用の承認は転入後（本市内に住民登録されたことが確認できた後）となります。

### 2. 利用できる家庭・児童について

#### (1) 入所要件等

保護者等の全員が次の事由のいずれかに当てはまり、日中保育できない家庭の児童が、利用できません。

- ※ 「保護者等」とは、父母に加え、同一の建物に居住している18歳以上65歳未満の同居者等を含みます。二世帯住宅の場合や住民票上別世帯の場合も同居とみなします。
- ※ 仕事が休みの日や介護・看護をしない日など、放課後児童クラブを利用する要件の無い日は利用できません。

事由	状況
就労 (就労内定) (育休明けの復職)	日中、 <u>日曜日を除く週3日以上かつ20時間以上</u> (休憩時間を除く) 就労している場合で、保護者が就労する日のみ利用できます。 内定及び産休・育休明けの場合は、就労・復職予定日の属する月の1日から入所できます。 ※求職中は、利用できません。
出産	産前・産後各8週間 (出産予定日の56日前の日が属する月の初日から産後56日に当たる日が属する月の末日まで) ※ <u>育児休業中は利用できません。産後56日に当たる日が属する月の末日に退所となります。</u>
病気・障がい	保護者の病気・障がいにより児童の保育ができないと認められる場合
同居親族の 介護・看護	同居の親族 (別居の親族は含まない) を常時介護・看護しているため児童の保育ができない場合
災害の復旧	災害により自宅家屋が損傷し、復旧までに要する期間
就学・職業訓練	週3日以上かつ20時間以上 (休憩時間を除く) 通学している場合 (通信制は対象外) 対象となる機関は、学校教育法に基づく学校、専修学校、各種学校及びこれらに準ずる教育施設並びに職業訓練校です。
DV等	児童虐待のおそれがある場合。配偶者等からの暴力により保育ができない場合
その他	(上記に類する状況により) ・保護者等が昼間家庭にいないと市が認める場合 ・保育が必要と市が認める場合
<p>① 「就労」の方について、入所要件を満たしているかの確認は、就労証明書に記載のある雇用主との契約上の就労時間及び直近3か月の就労実績で判断します。<u>要件を満たしていない場合は入所できません。</u></p> <p>② 「就労」の方について、就労時間 (休憩時間含む) に比例して賃金等が見合わない場合、神奈川県<sup>1</sup>の最低賃金や就労証明書に記載のある時給を参照し、勤務実績から就労時間を算出して選考します。 (例) 月の就労時間が160時間で月収100,000円の場合 →<math>[100,000 \text{円} \div 1,040 \text{円 (令和4年9月1日現在の最低賃金)}]</math>で算出した97時間が月の就労時間となります。 ※ 神奈川県<sup>1</sup>の最低賃金の変更により、算出する際の賃金額が変更になる場合があります。</p> <p>③ 入所事由は、保育所等と異なりますのでご注意ください。特に、<u>育児休業中・求職活動中での申請はできません。</u></p>	

※ 現況届提出について

はじめて放課後児童クラブを利用の児童の保護者を対象に、入所要件の再確認のため、4月1日以降、「現況届」を提出いただきます。その際に、入所要件を満たしていない場合は、退所となります。

(次ページにつづく)

## (2) 利用できる日

放課後等において、保護者が仕事等によって、月曜日から土曜日の間で児童の保育ができない日に利用できます。

※例…父が月～金曜日までの固定勤務で、母が月・火・木・金曜日の固定勤務の場合

	月	火	水	木	金	土
父	勤務	勤務	勤務	勤務	勤務	休み
母	勤務	勤務	休み	勤務	勤務	休み
利用できる日	○	○	×	○	○	×

利用できる日は、月・火・木・金曜日です。水・土曜日は利用できません。

## (3) 利用できる時間

利用できる時間は、勤務時間と通勤時間を合わせた時間です。

※例…勤務：9時40分～15時20分 通勤：30分の場合、利用できる時間は、放課後～15時50分までです。買い物等の就労以外の時間を含めることはできません。

## 3. 利用できるクラブと開所日時について

(1) 逗子市では、各小学校区に各1か所（計5か所）の放課後児童クラブを設置しています。利用は原則として児童が通学する小学校区にあるクラブとなります。国公立・私立小学校へ通学している児童は、お住まいの小学校区にある放課後児童クラブが利用できます。

また、全小学校区の児童を対象とした補助型放課後児童クラブ「キッズクラブ逗子」を開設しています。申請は、別紙1をご覧ください。直接クラブへお申込みください。

## (2) 放課後児童クラブ一覧

令和4年10月現在

名称	指定管理者 (運営法人)	所在地
ずしっ子太陽学童クラブ (逗子小学校区放課後児童クラブ)	ライクアカデミー(株)	逗子4-2-11 (市民交流センター内) ☎046-871-8331
ずしっ子そよ風学童クラブ (沼間小学校区放課後児童クラブ)	ライクアカデミー(株)	沼間1-2-20 (東逗子駅前再開発用地) ☎046-876-9016
ずしっ子あおぞら学童クラブ (久木小学校区放課後児童クラブ)	ライクアカデミー(株)	久木7-2-1-2 (久木中学校体育館横) ☎046-873-8728
波の子学童クラブ (小坪小学校区放課後児童クラブ)	NPO法人波の子	小坪5-21-15 (小坪小学校区コミセン隣) ☎0467-22-1735
りす子どもクラブ (池子小学校区放課後児童クラブ)	(株)創英コーポレーション	池子3-9-2 (池子小学校隣) ☎046-873-8686

(次ページにつづく)

## (3) 開所日時

曜日等	通常の開所時間	延長する開所時間 (別途延長保育料がかかります)
平日	放課後～午後6時	午後6時～午後7時
学校休業日 (土曜日、長期休業日、臨時休校日)	午前8時～午後6時	午後6時～午後7時
日曜日、祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)は閉所		

※ 感染症や災害・荒天などで、開所日時に関わらず、閉所する場合があります。

## (4) 補助型放課後児童クラブ「キッズクラブ逗子」 ※全小学校区対象

名称	補助型事業者 (運営法人)	所在地
キッズクラブ逗子	NPO法人三楽	逗子7-13-31 ☎046-876-6373

## 4. 入所選考の実施について

(1) 放課後児童クラブの利用を希望する世帯は年々増えており、近年、利用登録可能児童数を上回る入所申請が続いているため、令和2年度から入所選考基準を設定しました。申込みについては、学年の低い児童を優先して入所決定します。入所可能な枠がない場合には、待機児童になることがあります。

また、待機児童対策の一環として、補助型放課後児童クラブ「キッズクラブ逗子」(全小学校区対象)を開設しています。そちらの利用もご検討ください。詳細は別紙1をご覧ください。

なお、本市では放課後の子どもの居場所として、「ふれあいスクール」を設置しています。お子さんの生活スタイルに応じて、そちらの利用もご検討ください。ふれあいスクールについての詳細は、別紙2「ふれあいスクールと放課後児童クラブはどう違うの?」をご覧ください。

## (2) 入所選考について

選考が実施される時	1年生から1学年ずつ、その学年の申請者全員が入所可能かを審査し、全員が入所できない学年が生じたとき
選考の対象となる人	申請者全員が入所できないことがわかった学年の児童(その学年以上の児童は、選考を実施せず全員待機児童となります)
選考方法	次の点数表により保育の必要性を点数化し、より必要性が高い児童から入所を決定します。同点となった児童間でさらに調整が必要な場合は、家庭の状況を総合的に勘案し、必要性を判断します。

(次ページにつづく)

## (3) 選考基準点数表

## 《基本点数》

	保護者の状況		1週当たり就労時間	点数
①労働	家庭外労働	通勤を伴う	1週 35 時間以上	50
		①被雇用者(雇用形態を問わない)	1週 30 時間以上 35 時間未満	45
			1週 25 時間以上 30 時間未満	40
		②自営業者	1週 20 時間以上 25 時間未満	35
	家庭内労働	自宅を職場とする	1週 35 時間以上	45
			1週 30 時間以上 35 時間未満	40
		①被雇用者(同上) ②自営業者(就労時間の規定がある場合のみ)	1週 25 時間以上 30 時間未満	35
			1週 20 時間以上 25 時間未満	30
内定	内定している就労によって、上記を準用		50~30	
②妊娠/出産	出産(産前産後8週間)		35	
② 疾病/負傷/障がい	入院(1ヶ月以上)		50	
	重度の心身障がい(保護者本人)		50	
	中度の心身障がい(保護者本人)		45	
	保育が困難との診断		50	
④介護・看護	同居親族(長期入院等している親族を含む)の看護	入院者の付添(常時必要)	50	
		重度の障がい者等の介護・看護	50	
		中度の障がい者等の介護・看護	45	
⑤災害	自宅の災害復旧に要する時間を基に上記①家庭外労働を準用		50~35	
⑥その他	就学	就労のための各種学校	40	
		一般学生	20	

## 《調整点数》

ひとり親世帯		+60
保護者の通勤にかかる時間 (家庭外労働が対象) ※1週当たり5日以上該当する場合のみ考慮	終業時間に片道の通勤時間を加えた時刻が 17時以降となる場合	+5
	終業時間に片道の通勤時間を加えた時刻が 18時以降となる場合	+10

## 《同点で並んだ場合の考慮事項》

家庭の状況	優先度の考え方	家庭の状況	優先度の考え方
ひとり親世帯	高い	より収入が多い世帯	低い
家庭内労働者を含む世帯	低い	保育料の滞納がある世帯	低い
市内に児童の受け入れが可能な祖父母がいる世帯	低い	他に入所している(入所を予定している) 低学年の児童がいる世帯	高い

## 5. 保育料について

現在の保育料は次のとおりです

区分		一般世帯保育料（月額）		ひとり親世帯保育料（月額）	
		1～3年生	4～6年生	1～3年生	4～6年生
第8階層	市民税所得割額 397,000円以上	17,500円 きょうだい減免後 ⇒14,000円	16,500円	13,000円 きょうだい減免後 ⇒10,400円	12,000円
	〔 概ねの世帯年収 1,130万円以上 〕				
第7階層	市民税所得割額 301,000円 以上 397,000円未満	16,000円 きょうだい減免後 ⇒12,800円	15,000円	12,000円 きょうだい減免後 ⇒9,600円	11,000円
	〔 概ねの世帯年収 930万円～1,130万円 〕				
第6階層	市民税所得割額 169,000円 以上 301,000円未満	14,500円 きょうだい減免後 ⇒11,600円	13,500円	11,000円 きょうだい減免後 ⇒8,800円	10,000円
	〔 概ねの世帯年収 640万円～930万円 〕				
第5階層	市民税所得割額 97,000円 以上 169,000円未満	13,000円 きょうだい減免後 ⇒10,400円	12,000円	10,000円 きょうだい減免後 ⇒8,000円	9,000円
	〔 概ねの世帯年収 470万円～640万円 〕				
第4階層	市民税所得割額 48,600円 以上 97,000円未満	12,000円 きょうだい減免後 ⇒9,600円	11,000円	9,000円 きょうだい減免後 ⇒7,200円	8,000円
	〔 概ねの世帯年収 330万円～470万円 〕				
第3階層	市民税所得割額 48,600円未満	10,000円 きょうだい減免後 ⇒8,000円	9,000円	6,000円 きょうだい減免後 ⇒4,800円	5,000円
	〔 市民税課税世帯以上 概ねの世帯年収～330万円 〕				
第2階層	市民税非課税世帯	3,500円 きょうだい減免なし	3,500円	3,500円 きょうだい減免なし	3,500円
第1階層	生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
延長保育料（18時～19時）		一律 1,000円（第1階層は免除）			

- ・保護者及び同居者等の市民税の額を基に保育料を決定します。
- ・保育料算定にあたって保護者が非課税の場合、18歳以上65歳未満の同居者等の市民税の所得割額を基に保育料を決定します。
- ・課税額は、税額控除（配当控除・外国税額控除・住宅借入金等特別控除など）を適用する前の税額で算定します。
- ・市民税所得割課税額は、指定都市で課税されている場合、旧税率により算定された額となります。
- ・海外での収入がある方は、海外での1年間の収入と社会保険料を日本円に換算し、市民税額相当の額を算出した上で、保育料を算定します。
- ・所得の申告がなく、市民税額が確定していない場合は、最高額で決定します。
- ・保育料の減免を受ける場合は、必要な書類を申請期限までに提出してください。

### 《その他の料金制度》

#### ・きょうだい減免

第3階層以上の世帯に属し、同一世帯から複数の利用児童がある小学校1年生から3年生までの児童に対し、適用を受ける保育料から20%減免します。

#### ・高学年（4年生以上）割引

第3階層以上の世帯に対し、適用を受ける保育料から1,000円減額します。

### 6. 障害者手帳をお持ちの児童、療育相談を利用されている児童の利用について

クラブと保護者で事前に十分な面談を行い、児童の安全面、障がい状況及び施設的环境・条件等を勘察し、入所の可否を決定します。本人及び他の児童の安全確保が図れないと判断する場合には、受入れできないことがあります。

また以下の要件を満たしていることが必要です。

- ・学校からクラブまで、ひとりで登所できること
- ・食事、排便、着脱衣、身辺整理等がひとりでできること
- ・放課後児童支援員の介助を求めることなく、集団行動を行うことができること

### 7. 産前産後休暇・育児休業明けで復職される方

放課後児童クラブに入所となった場合、入所月の末日までに復職することが入所条件となります。

また、復職後1ヶ月以内に「復職証明書」の提出が必要ですので、あらかじめご了承ください。

- ※ 入所後でも保護者が復職前で家にいる場合は、利用できません。（仕事がある日しか利用できません）

### 8. その他

(1) 入所決定は、入所日から翌年3月までの年度単位で行います。継続して利用を希望される場合は、年度ごとに入所の申請が必要です。

(2) 児童の安全のため、夏季は午後5時以降、冬季は午後4時30分以降の帰宅は、原則として保護者のお迎えが必要です（夏季と冬季の対象時期は、クラブによって異なります）。

(3) 本市の放課後児童クラブで、入所児童の決定（選考）や保育料の決定を市が行うクラブは、市が設置した施設を市に代わり指定管理者（法人）が運営しています。利用にあたっては別途各クラブへの書類提出や面接等の契約手続きがあります。そのほかに補助型放課後児童クラブ「キッズクラブ逗子」（全小学校区対象）を開設しています。詳しくは別紙1をご覧ください。

問い合わせ先  
 逗子市教育委員会教育部保育課  
 電話 046-873-1111  
 （内線 533、534）